

出張旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国連携実務者ネットワーク（以下「当法人」という。）が支給する出張旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費対象者)

第2条 当法人の役員を、この規程による出張旅費対象者とする。

(出張旅費の単価)

第3条 交通費の単価は、次の表を基準とする。

交通手段	単価
自家用車を利用する場合	1 kmあたり15円分のガソリン代 利用区間内の高速道路料金 駐車料金
鉄道を利用する場合	利用区間内の乗車券 利用区間内の一般指定席特急券
飛行機を利用する場合	利用区間内のエコノミークラス搭乗券

2. 宿泊費の単価は、次の表を基準とする。

宿泊数	上限単価
1泊	10,000円

(出張旅費の支払い)

第4条 出張旅費の支払いに際しては、以下の所定の様式1「交通宿泊費内訳書」に必要な事項を記載して、当法人に提出する必要がある。

2. 交通にかかる経路区間は、起点を自宅または勤務先の最寄り駅とし、着点を講演等の用務場所の最寄り駅等までとし、最も経済的な経路・方法での記載を行う必要がある。
3. 出張旅費の支払方法は、現金手渡しまたは様式2「振込依頼書」に記載された金融機関口座への現金振込みとする。
4. 出張旅費の支払時期は、講演等の用務及び「交通宿泊費内訳書」の提出日が20日までの場合は当月末日までに振込ものとし、それを超える場合は、翌月末日までに振込むものとする。

(規格外事項)

第5条 この規程に定めていない事項については、理事会での審議を経て、理事長が別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附則

(実施の時期)

この規程は、平成29年1月20日から実施する。

交通宿泊費内訳書

申請日 平成 年 月 日

出張旅費の支払いに際して、以下に必要事項をご記載ください。

■申請者

氏名	住所	電話番号

■旅行会社ツアー

旅行会社名	金額
	円
内容：	

■公共交通機関

交通機関	区間	片道・往復	金額
		<input type="checkbox"/> 片道・ <input type="checkbox"/> 往復	円
		<input type="checkbox"/> 片道・ <input type="checkbox"/> 往復	円
		<input type="checkbox"/> 片道・ <input type="checkbox"/> 往復	円
		<input type="checkbox"/> 片道・ <input type="checkbox"/> 往復	円
		<input type="checkbox"/> 片道・ <input type="checkbox"/> 往復	円

■自家用車 ※1kmあたり15円で金額を計算してください。

起点 → 着点	距離	金額	有料道路金額
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円

■駐車料金

駐車場所	金額
	円
	円

■宿泊料金 ※上限金額は10,000円です。

宿泊施設名	宿泊日	金額
		円
		円

振込合計金額	円
--------	---

振込依頼書

申請日 平成 年 月 日

出張旅費の支払いに際して、以下に必要事項をご記載ください。

■申請者

氏名	住所	電話番号

■振込先金融機関

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義
		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	